



埼玉県蓮田市関山1-1-17
TEL 048-769-5501
FAX 048-769-5510
E-mail saitama@yu-wa.jp
URL http://www.yu-wa.jp

2013年
9月号

事業承継のタイミング

飯野 浩一



中小企業白書（2013年版）によると、次のようなアンケート結果が報告されています。小規模企業と中規模企業とに差がありますが、なかなか実態を反映したものではないかと思えます。

この号の内容

- 1 事業承継のタイミング
- 2 セカンド・オピニオンについて
- 3 国際会計基準(IFRS)の動向
- 4 商業・サービス業・農林水産業
活性化税制

①規模別・事業承継時期別の経営者の平均引退年齢

0～4年前 小規模事業者 70.5歳 中規模企業 67.7歳

②規模別・経営者年齢別の経常利益の状況（横ばい除く）

小規模企業	増加傾向	減少傾向	中規模企業	増加傾向	減少傾向
40歳未満	13.7%	41.0%	40歳未満	27.8%	31.4%
40～49歳	11.6%	49.3%	40～49歳	20.4%	36.4%
50～59歳	8.5%	59.1%	50～59歳	23.3%	41.0%
60～69歳	8.7%	61.7%	60～69歳	19.1%	41.8%
70歳以上	4.4%	68.0%	70歳以上	16.5%	50.0%

③規模別・経営者年齢別の今後の事業運営方針（現状維持除く）

小規模企業	拡大したい	縮小・廃業	中規模企業	拡大	縮小・廃業
40歳未満	36.5%	8.7%	40歳未満	56.4%	4.9%
40～49歳	35.8%	12.8%	40～49歳	55.4%	4.2%
50～59歳	24.6%	17.6%	50～59歳	49.4%	6.2%
60～69歳	16.3%	29.4%	60～69歳	45.1%	8.0%
70歳以上	13.8%	35.8%	70歳以上	31.9%	9.0%

④事業承継時の現経営者の年齢別の事業承継のタイミング

最近5年間の現経営者の事業承継時の平均年齢 50.9歳
 もっと遅い時期の方が良かったとした人の平均年齢 38.5歳
 ちょうど良い時期だったとした人の平均年齢 43.7歳
 もっと早い時期の方が良かったとした人の平均年齢 50.4歳

	もっと遅く	ちょうど良い	もっと早く
40歳未満	21.6%	69.1%	9.3%
40～49歳	5.7%	73.3%	21.0%
50～59歳	6.2%	56.8%	37.1%
60歳以上	6.8%	50.6%	42.6%



後継者がいない等の後継者難の問題、事業状況等の問題により、縮小・廃業を検討せざるを得ない場合も少なくない事実も厳然としてあります。一方、事業承継のタイミングは個々の企業や状況により異なって当然とはいえ、成長を意図し実際に実績を残す事業承継のタイミングは、40歳位が一つの目安といえそうです。

セカンド・オピニオンについて

レアメタル

セカンド・オピニオンとは、辞書によれば、よりよい決断をするために、当事者以外の専門的な知識を持った第三者に求めた「意見」、または「意見を求める行為」の事です。

セカンド・オピニオンとは、もともとは、米国が最初で、民間の医療費を支払う医療保険会社が、ひとりの患者の治療に掛かる費用を節約する為に、主治医のいる病院とは違う医療機関で、別の治療法が無いか調査したのが、最初だと言われます。（米国では日本での健康保険のようなものではなく、医療費は民間保険会社に支払います。）

一言でいえば、専門的な知識を持った複数の人から意見を求め、その中から自分にあった決断をすることです。

最も多いのは、医療の分野で、患者が治療方針などについて主治医にすべてをまかせるのではなく、あえて別の人の意見や診断も求めることで、より自分に納得した治療を受けられるというメリットがあります。

患者にとっては、複数の医師の判断を比較・検討できることから、安心・納得して意思決定が出来るのではないのでしょうか。

そして、医師も、医師同士が知識を共有したり、意見交換もでき、その結果、医療の発展に繋がります。

会計・税務の世界にも同じことが当てはまります。

節税方法や会計処理方法、税務処理方法について顧問税理士以外の税理士の意見や助言を求めるということになります。複数の意見や助言を得ることによって、企業経営者の方はもちろんのこと資産家の方にとっても、納得して経営判断や税務判断等についての意思決定をすることにより安心感が得られると思います。

要するに、「セカンド・オピニオン」とは、顧問税理士との関係を保ちながら、もう一人の税理士の意見を聞き、最善の決断をするために、当事者以外の専門的な知識を持った第三者に意見を求めるサービスです。



国際会計基準（IFRS）の動向

吉田 政浩

今から4年前の2009年6月、企業会計審議会は「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」という報告書の中で、すべての上場会社の連結財務諸表について、2015年または2016年から国際会計基準（IFRS）を強制適用する、との方向性を打ち出しました。グローバル社会に対応し、国際的な基準に準拠することで、各国企業の財務内容が容易に比較できるようになり、結果として国際的な資金調達力が高まることなどが期待されました。

そもそも当初の適用範囲が「上場会社の連結財務諸表」に限られていたにもかかわらず、いずれは上場会社の個別財務諸表、あるいは非上場会社の財務諸表などにも影響を及ぼすのではないかという懸念から、この「国際会計基準の強制適用」については、会計業界においては相当のインパクトを持って迎えられ、また一般の人々の間でもそれなりに話題となりました。

しかしここ最近、この国際会計基準のニュースはあまり聞かなくなりました。実は2011年に、当時の金融担当大臣が当初の話とは大きく違う方向性を打ち出したことにより、この話は一気に下火になってしまったのです。違う方向性とは、第一に、少なくとも2015年3月期での国際会計基準の強制適用は考えていないこと、次に、仮に強制適用することになっても決定から5～7年という十分な準備期間を設定すること、といった内容でした。どうやらこの発言からすると、およそ前向きに考えているとは言い難いといった印象を受けます。さらに企業会計審議会は、この金融担当大臣の発言を受けてか、2012年7月にいわゆる「中間論点整理（案）」を発表しています。その中には、①今後さらに審議を継続しわが国の会計基準と国際会計基準との整合性についての議論を深めること、②連結財務諸表と単体の財務諸表についていわゆる連単分離が現実的であること、③上場していない中小企業等については国際会計基準の影響を受けないようにすること、などの内容が書かれています。聞こえは良さそうですが、当たり障りのない発言とも思えます。その一方で、強制適用の時期については何の言及もされていません。要するに、国際会計基準の強制適用については当面の間は他国の対応も含め様子を見る、ということなのでしょう。

ちなみにこの国際会計基準は、現在のところ上場企業の連結財務諸表において「任意適用」とされるにとどまっています。また、最近の議論においては、国際会計基準から一部カーブアウトした「日本版国際会計基準」（国際会計基準の一部を修正または除外した日本独自の基準を作成すること）なるものを作成する、との方向性も打ち出しているようです。こうなると、「余計なものをまた一つ作るだけ」のような気がしないでもありませんが、このように国際会計基準の動向はいまひとつその着地点が見えてきていません。今後、どのような方向に議論が進み、それによって日本の各企業が具体的にどのような対応を迫られるのか、もう少し様子を見てみる必要があると思われます。



商業・サービス業・農林水産業活性化税制

秋元 健央

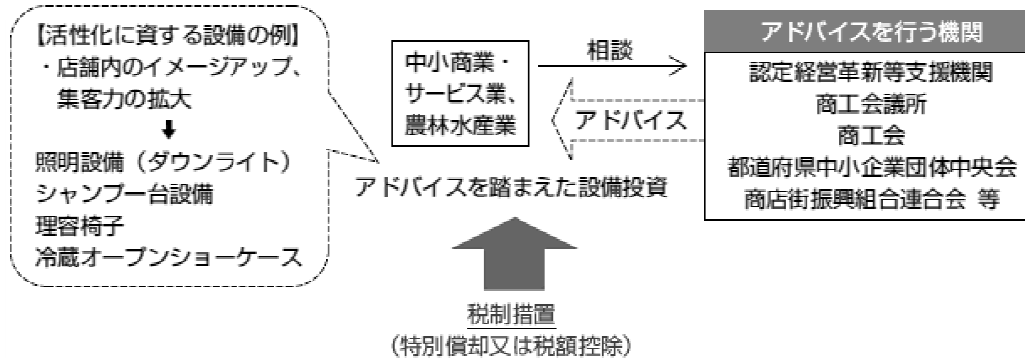
先月号に生産等設備投資促進税制について書きましたが、今月号はこちらも平成25年度税制改正で、新たに創設された「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」についてです。

具体的には、青色申告書を提出する中小企業等で経営改善に関する指導及び助言を受けたものが、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に、その指導及び助言を受けて行う店舗の改修等に伴い器具備品及び建物附属設備の取得等をして指定事業の用に供した場合には、その取得価額の30%の特別償却とその取得価額の7%の税額控除（資本金3000万円以下の中小企業に限ります。）との選択適用ができることとされます。ただし税額控除における控除税額は当期の20%が限度とされ、控除限度超過額は1年間の繰越ができません（所得税も同様）。

1	経営改善に関する指導 及び助言	商工会議所、認定経営革新等支援機関等による法人の経営改善及びこれに必要な設備投資等に係る指導及び助言
2	器具備品 建物附属設備	1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの 一の取得価額が60万円以上のもの
3	指定事業	卸売業、小売業、サービス業及び農林水産業（これらのうち性風俗関連特殊営業及び風俗営業に該当する一定の事業を除きます。）

※当事務所は経営革新等支援機関に認定されています。

商業・サービス業・農林水産業活性化税制のイメージ



(参考：経済産業省資料)

